



札幌市告示第4428号

令和3年(2021年)6月30日付け札幌市告示第4268号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和3年(2021年)7月9日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第4268号別表の工事番号「21(緑)第0030号」工事名「社会資本整備総合交付金事業 北22条雪ん子公園再整備工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

0	調達案件番号	2107003011	
1	工事（業務）番号	21（緑）第 0030 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	社会資本整備総合交付金事業 北22条雪ん子公園再整備工事
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和3年8月4日
10	設計図書に対する質問	提出方法	電子入札システムにより提出すること。なお、質問事項は、説明要求内容欄にできるだけ直接入力することとし、同欄には質問者の名称等は入力しないこと。
		提出先及び期限	契約担当部局（告示文第1）へ、この告示の日から入札開始日の3日前までに提出すること。ただし、開札日が令和3年07月28日の場合は令和3年07月14日までに提出すること。（土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、08時00分から20時00分まで。）
		その他	質問者に対しては、電子入札システムにより回答する。質問に対する回答書は、開札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、09時00分から17時00分まで、札幌市役所本庁舎14階財政局閲覧室において閲覧に供する。また、電子入札システムの運用時間においては、電子入札システムにおいても閲覧することができる。
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和3年07月26日（08時00分～20時00分） 令和3年07月27日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和3年07月28日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
13	契約締結に関する事項等	契約締結期限	工事－落札結果通知日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。ただし、落札結果通知日が令和3年08月04日の場合は令和3年08月16日まで。 業務－落札結果通知日の翌日から起算して2日後（2日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）まで。 ※期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消す。
		入札保証金	免除する。
		契約保証金	工事－徴収する。ただし、利付国債の提供、金融機関等の保証、履行保証証券、履行保証保険（定額補填方式）によることができる。 業務－免除。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	建）みどりの推進課
		電話番号	011-211-2525

○

16) 工期設定について

工期: 令和3年8月2日から令和4年1月4日まで

誤

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に、以下の事項を見込んでいる。

○	①準備期間	30日間
○	②後片付け期間	20日間
○	③雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.7
○	④夏季休業期間 令和3年8月13日から令和3年8月15日	3日間
○	⑤年末年始期間 令和3年12月29日から令和4年1月3日	6日間

誤

※工期には、雨天・休日等を見込んでいる。なお、休日には、日曜日・祝祭日のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。

○

17) 週休2日試行工事の実施について

- (1) 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日(4週8休)以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ①受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - ②受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。
- (8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (9) 週休2日を実施したことが認められる場合は、設計変更により工事別に以下の経費の補正を行うものとする。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を補正する。労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。なお、4週6休に満たない場合は、補正の対象としない。

 - ①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)
 - ②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)
 - ③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)
- (10) 「週休2日試行工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (11) その他の事項については、週休2日試行工事要領によるものとする。



16) 工期設定について

工期: 令和3年8月16日から令和4年1月4日まで

正

工期には施工に必要な実日数(実働日数)以外に、以下の事項を見込んでいる。

<input type="radio"/>	①準備期間	30日間
<input type="radio"/>	②後片付け期間	20日間
<input type="radio"/>	③雨休率(実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.7
<input type="radio"/>	④年末年始期間 令和3年12月29日から令和4年1月3日	6日間

正

※工期には、雨天・休日等を見込んでいる。なお、休日には、日曜日・祝祭日のほか、作業期間の全土曜日を含んでいる。



17) 週休2日試行工事の実施について

- (1) 本工事は、「週休2日試行工事」の対象工事である。
- (2) 受注者は、週休2日による施工を希望する場合、契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休2日による施工を行うことができる。
- (3) 週休2日とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、週休2日(4週8休)以上の現場閉所を行うことをいう。対象期間は、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
- (4) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
- (5) 週休2日(4週8休)以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
- (7) 週休2日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - ①受注者は、週休2日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - ②受注者は、実施結果を工事月報等により定期的に発注者へ報告する。
- (8) 週休2日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (9) 週休2日を実施したことが認められる場合は、設計変更により工事別に以下の経費の補正を行うものとする。

現場閉所の状況に応じた補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率を補正する。労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。なお、4週6休に満たない場合は、補正の対象としない。

 - ①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)
 - ②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)
 - ③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)
- (10) 「週休2日試行工事」について、受注者を対象としたアンケート調査の依頼があった場合は協力するものとする。
- (11) その他の事項については、週休2日試行工事要領によるものとする。

○ 2. 使用資材関係

○ 1) コンクリート再生骨材

使用工種	名称・規格
設計書に記載のとおり	コンクリート再生砕石(40~0mm級)

(1) 上記工種材料については、セメントコンクリート再生骨材を使用することとし下記仕様によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議のこと。

(2) 上記の再生骨材は、下記の再生施設より搬入(購入)することとする。なお、積算上は下表で○を付した施設を想定している。

名称・規格	再生処理場名	積算運搬距離	DID	施設所在地
路盤再生砕石	札幌市中沼路盤材リサイクルプラント			東区中沼町45番地
コンクリート再生骨材	○ 札幌リサイクル骨材(株)	8.4km	有	東区中沼町45番地26
	小橋北豊(株)			南区川沿18条1丁目3番
	札幌環境資材センター			手稲区曙5条5丁目110番地
	(株)松原産業			白石区川下2111番地3
	野田工業(株)			中央区盤溪365番地

誤

(3) 一般

①コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。確認の頻度は、製造施設毎に年2回以上とする。移動式破砕機による現場内或いは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表するコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

②コンクリート再生骨材を路盤材等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。

③本特記仕様書で規定する以外については、「各共通仕様書」等の各種関連要領によるものとする。

(4) 路盤材料

①コンクリート再生骨材による路盤材料は、表-1に示す品質規格と凍上試験に合格したもので、監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。

表-1 コンクリート再生骨材による路盤材料の品質規格

品質規格	試験方法	アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	コンクリート舗装用	
			下層路盤工	上層路盤工
修正CBR	舗装試験便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	20%以上	80%以上
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	
安定性損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	
75μmふるい通過量	5mm以下について(付表2-4 骨材洗い試験)	15%以下	15%以下	

[注1]すりへり減量試験において、材質分類はJIS A 5001により、試験方法はJIS A 1121による。

[注2]安定性損失量は上表の規格によらないが監督員に報告すること。

[注3]凍上試験は 地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2003)、道路土工要綱の資料-13土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(JHS112)による。

②コンクリート再生骨材による路盤材料は、細長い或いは扁平な石片、ゴミ、泥、内装材、木片及び有機物などの含有量を含んではならない。

○ 2. 使用資材関係

○ 1) コンクリート再生骨材

使用工種	名称・規格
設計書に記載のとおり	コンクリート再生砕石(40~0mm級)

(1) 上記工種材料については、セメントコンクリート再生骨材を使用することとし下記仕様によるものとする。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議のこと。

(2) 上記の再生骨材は、下記の再生施設より搬入(購入)することとする。なお、積算上は下表で○を付した施設を想定している。

名称・規格	再生処理場名	積算運搬距離	DID	施設所在地
路盤再生砕石	札幌市中沼路盤材リサイクルプラント			東区中沼町45番地
コンクリート再生骨材	札幌リサイクル骨材(株)			東区中沼町45番地26
	小橋北豊(株)			南区川沿18条1丁目3番
	札幌環境資材センター			手稲区曙5条5丁目110番地
	○(株)松原産業	7.0km	有	白石区川下2111番地3
	野田工業(株)			中央区盤溪365番地

正

(3) 一般

①コンクリート再生骨材の品質管理は、製造者の試験成績結果によること。確認の頻度は、製造施設毎に年2回以上とする。移動式破砕機による現場内或いは一時保管施設において製造する再生骨材の品質は、その代表するコンクリート塊により製造したもので試験を行い確認する。

②コンクリート再生骨材を路盤材等に使用する場合は、基本的に100%で使用するものとする。

③本特記仕様書で規定する以外については、「各共通仕様書」等の各種関連要領によるものとする。

(4) 路盤材料

①コンクリート再生骨材による路盤材料は、表-1に示す品質規格と凍上試験に合格したもので、監督員の承諾を得た材料を使用するものとする。

表-1 コンクリート再生骨材による路盤材料の品質規格

品質規格	試験方法	アスファルト舗装用下層路盤及び歩道路盤	コンクリート舗装用	
			下層路盤工	上層路盤工
修正CBR	舗装試験便覧(最大乾燥密度の95%)	30%以上	20%以上	80%以上
すりへり減量	JIS A 1121	45%以下	45%以下	
安定性損失量	JIS A 1122	20%以下	20%以下	
75μmふるい通過量	5mm以下について(付表2-4 骨材洗い試験)	15%以下	15%以下	

[注1]すりへり減量試験において、材質分類はJIS A 5001により、試験方法はJIS A 1121による。

[注2]安定性損失量は上表の規格によらないが監督員に報告すること。

[注3]凍上試験は 地盤工学会基準の凍上性判定のための土の凍上試験方法(JGS0172-2003)、道路土工要綱の資料-13土の凍上試験方法、又は東日本高速道路株式会社規格の土の凍上試験方法(JHS112)による。

②コンクリート再生骨材による路盤材料は、細長い或いは扁平な石片、ゴミ、泥、内装材、木片及び有機物などの含有量を含んではならない。

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2021.06
歩掛適用年月	2021.06
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

名称	規格	単位	数量	摘要
コンクリート仕切石撤去復旧	民地仕切石1B	単位	m	数量 100
地先境界ブロック撤去	再利用	m	100	
地先境界ブロック	再利用設置 各種（600mm以下、50kg未満）無し 生コンクリート（各種）有り C-1（混合B）	m	100	
コンクリート	小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用 C-1（混合B）	m ³	1.2	
型枠	一般型枠 均しコンクリート	m ²	12	
基礎砕石	7.5cmを超え12.5cm以下 砕石（各種） 全ての費用 再生骨材（基礎砕石）	m ²	25	
計				
単価				円/m

誤

1次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2021.06
歩掛適用年月	2021.06
労務調整-超過-規制	1.000-00000002000

コンクリート仕切石撤去復旧	民地仕切石1B	単位	m	数量	100
名称	規格	単位	数量	摘要	
地先境界ブロック撤去	再利用	m	100		
地先境界ブロック	再利用設置 各種 (600mm以下、50kg未満) 砕石 (各種) 生コンクリート (各種) 有り C-1 (混合B) 再生骨材 (基礎砕石)	m	100		
計					
単価				円/m	

正